



任意継続被保険者制度に ついて



出版健康保険組合

令和6年3月



任意継続被保険者制度ってナニ？



会社を退職しその資格を喪失したときでも、一定の条件をもとに個人の希望により、被保険者の資格を継続することができます。これを任意継続被保険者制度といい、被保険者期間は最長2年間です。

【 条 件 】 下記1～2をすべて満たしている方

- 1.資格喪失日の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある。
- 2.資格喪失日から20日以内に申請すること。

【 提出書類 】

- ・ 任意継続被保険者資格取得申請書
- ・ 念書

【 資格の喪失 】

- ①任意継続被保険者の資格を取得してから2年が経過したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を納付期限までに納付しないとき（毎月10日、休日のときは翌営業日）
- ④健康保険または船員保険の被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療保険制度の被保険者となったとき
- ⑥資格喪失の申出のあった月の翌月の1日となったとき

任意継続被保険者制度の保険料はいくら？

令和6年度の保険料は



任意継続被保険者の標準報酬月額、前年9月末における全被保険者の平均標準報酬月額（令和6年度の標準報酬月額は380,000円）と申請者の退職時の標準報酬月額のいずれか低い方となります。保険料は標準報酬月額に保険料率1000分の94（令和6年度）を乗じて得た額です。

また、40歳以上65歳未満の方は介護保険料（保険料率1000分の18）も加えた額になります。詳しくは次ページの月額表でご確認ください。

国民健康保険の保険料額と比べてみてください！

※国民健康保険の保険料額は最寄りの役所にご確認ください。



標準報酬月額および保険料月額表

出版健康保険組合

(令和6年度)

標準報酬		報酬月額	保険料負担額		
等級	月額		一般保険料	介護保険料	合計
			94/1000	18/1000	112/1000
1	58,000 円	63,000 円未満	5,452 円	1,044 円	6,496 円
2	68,000	63,000 円以上 ～ 73,000 円未満	6,392	1,224	7,616
3	78,000	73,000 " ～ 83,000 "	7,332	1,404	8,736
4	88,000	83,000 " ～ 93,000 "	8,272	1,584	9,856
5	98,000	93,000 " ～ 101,000 "	9,212	1,764	10,976
6	104,000	101,000 " ～ 107,000 "	9,776	1,872	11,648
7	110,000	107,000 " ～ 114,000 "	10,340	1,980	12,320
8	118,000	114,000 " ～ 122,000 "	11,092	2,124	13,216
9	126,000	122,000 " ～ 130,000 "	11,844	2,268	14,112
10	134,000	130,000 " ～ 138,000 "	12,596	2,412	15,008
11	142,000	138,000 " ～ 146,000 "	13,348	2,556	15,904
12	150,000	146,000 " ～ 155,000 "	14,100	2,700	16,800
13	160,000	155,000 " ～ 165,000 "	15,040	2,880	17,920
14	170,000	165,000 " ～ 175,000 "	15,980	3,060	19,040
15	180,000	175,000 " ～ 185,000 "	16,920	3,240	20,160
16	190,000	185,000 " ～ 195,000 "	17,860	3,420	21,280
17	200,000	195,000 " ～ 210,000 "	18,800	3,600	22,400
18	220,000	210,000 " ～ 230,000 "	20,680	3,960	24,640
19	240,000	230,000 " ～ 250,000 "	22,560	4,320	26,880
20	260,000	250,000 " ～ 270,000 "	24,440	4,680	29,120
21	280,000	270,000 " ～ 290,000 "	26,320	5,040	31,360
22	300,000	290,000 " ～ 310,000 "	28,200	5,400	33,600
23	320,000	310,000 " ～ 330,000 "	30,080	5,760	35,840
24	340,000	330,000 " ～ 350,000 "	31,960	6,120	38,080
25	360,000	350,000 " ～ 370,000 "	33,840	6,480	40,320
26	380,000	370,000 " ～ 395,000 "	35,720	6,840	42,560

任意継続被保険者制度のメリットはナニ？

- 出版健保独自の保険給付があります！

医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

保険給付については在職中と同様、一部負担還元金や家族療養費付加金などの付加給付があります。



被保険者の方は、出版健保診療所（東京・御茶ノ水）では今までと同様に一部負担金（自己負担額）が半額で受診できます。

- 保健事業が充実しています！

被保険者の方は、今までと同様に年に1度健康診断を受けることができます。



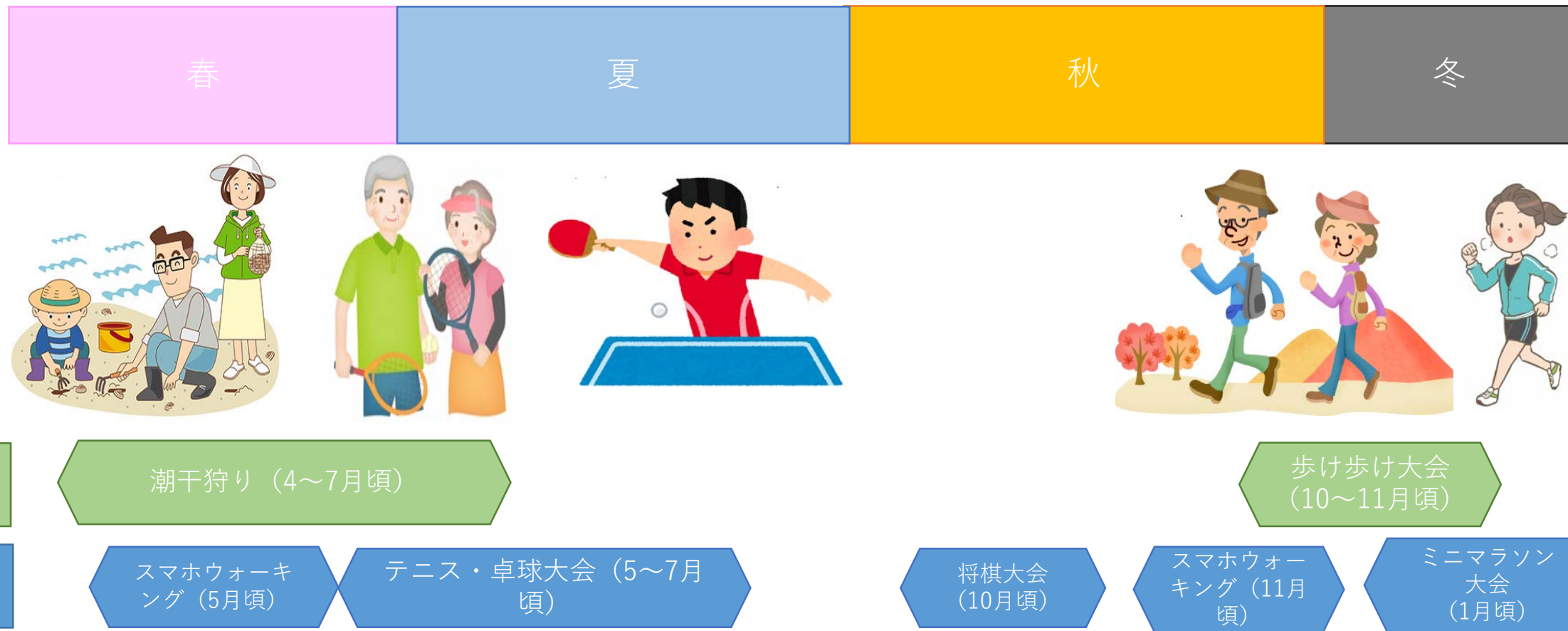
35歳以上の被扶養者を対象とした健診もあります（一部負担金あり）

保養施設（直営・契約）は今までと同じように利用が可能です。

運動施設の利用、大会などにも参加可能です。



出版健保のイベントスケジュール (体育奨励事業)



開催の可否や日程について変更になる場合があります。案内や詳細は、
ホームページでご確認ください。

加入手続きは・・・

- ホームページより「任意継続被保険者資格取得申請書」と「念書」をダウンロードの上ご提出ください。

詳しくは、出版健康保険組合



業務部適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部

TEL 06-6944-4300

までご連絡下さい。